



国民春闘共闘

第 33 号

2019 年 4 月 4 日

国民春闘共闘委員会

〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館

☎ 03-5842-5621 FAX 03-5842-5622

新 36 協定キャンペーン①

「36 協定って知っていますか？」 →69%の労働者が「よく知らない」

国民春闘共闘・全労連は 1 日、新 36 協定のスタートの日にあわせた「長時間労働をなくす新 36 協定キャンペーンアピール行動」を東京・新宿西口で行いました。9 人が参加しました。

新ルール実施にあたってどれくらい労働者に周知されているか知ろうと「36 協定って知っていますか？」街頭アンケートを実施しました。その結果、69%の労働者が「よく知らない」と答え、4 月からルールが変わることを「よく知らない」とした人は 76%に上りました。多くの労働者に周知がすすんでいなしことが浮き彫りになりました。



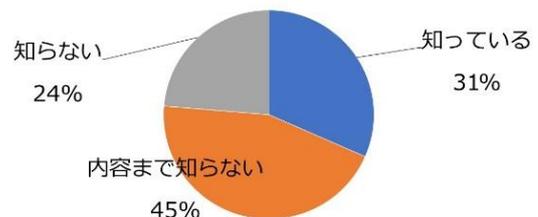
また、「残業は月にどれくらいか」との問いに、80～100 時間以上 13%、40～70 時間以上 23%、20～30 時間以上 16%、1～10 時間以上 29%、残業はゼロが 19%でした。新 36 協定の限度時間である月 45 時間以上の残業があるとした人は、約 36%で 3 人に 1 人以上いました。同時に、過労死ラインとされる月 80 時間以上の長時間労働を強いられている人も 1 割を超えており、深刻な実態が明らかになりました。

「夫が月 80 時間以上の残業をしていて 40 時間くらいにさせた」「残業しないと最賃で働いているので食べていけない。」などの声が上がりました。

全労連伊藤圭一雇用労働法制局長は、画像を使いミニ新 36 協定講座を行い「36 協定は不十分。長時間労働の規制には労働組合の力が必要です。」と話しました。国民春闘共闘・全労連は、キャンペーンを通じて、労働者自身に長時間労働の是正へ 36 協定の内容を知らせるとともに、労働組合による規制の必要性を広げていくことにしています。



36 協定を知っていますか？ 69%の労働者が「よく知らない」

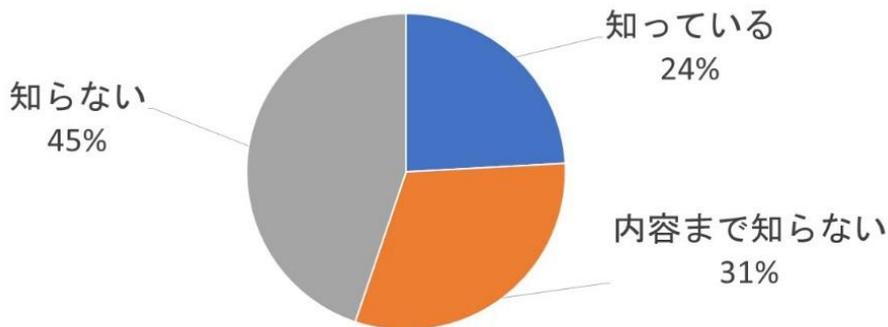


残業に対する疑問やご意見

- ・サービス残業は非人道的。賃金を多く出せば残業も減るのではないか。(30代男性)
- ・年俸制で月100時間以上の契約時間を超える残業。(広告代理店社員、30代男性)
- ・月40時間程の残業あり短くして欲しい。(派遣社員、30代男性)
- ・36協定の事は知っている。時間外労働に疑問を持って自分で勉強した。(20代女性会社員)
- ・ベトナム出身。日本の外資系企業で働いて10年目。日本の残業は異常、ベトナムでは残業はない。女性も、外国人も働きやすい日本にして欲しい。(20代女性会社員)
- ・以前の施設系介護事業所では、夜10時まで残業してもサービス残業になっていて辞めた。ひどかった。(20代女性会社員)
- ・派遣会社勤務。派遣に行っている人の残業がひどい。ドコモショップなどアイホンの販売日などは50時間を超える残業になっている。(40代女性会社員)
- ・夫の残業が月80~90時間だったのをうるさく言って辞めさせた。いまは、40時間前後に改善した。(50代、公務員、女性)

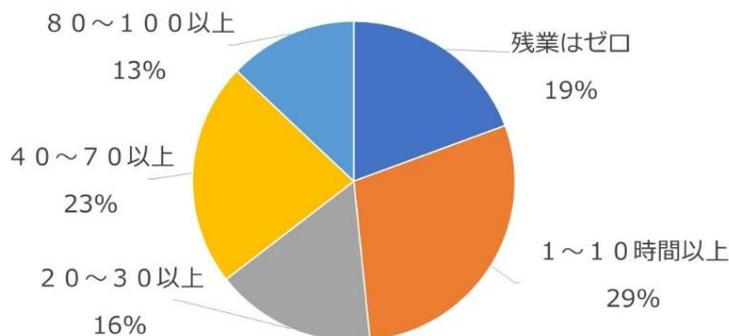
36協定ルールが4月から変わることを知っていますか？

76%の労働者が「よく知らない」



残業は月どれくらいですか？

40時間以上が36% 80時間超える13%



**かちとろう 大幅賃金引き上げ、8時間働いて人間らしく暮らせる社会
とめよう 安倍9条改憲、消費税増税
職場と地域からの共同のたたかいで、未来を切り拓こう**